

# 石川県中央会 会報

## No.3

### 目 次

---

2000年版中小企業白書のポイント .....	2
全国中小企業団体中央会21世紀ビジョン（要約） .....	10
組合から会社への組織変更について .....	15
中小企業組合定款参考例について .....	18
中小企業指導法の改正について .....	20
平成11年度における中部管内の 下請代金支払遅延等防止法の運用状況について .....	21
中小企業の設備投資を支援する制度の概要 .....	22
貸金業者を利用するにあたって .....	23
平成13年度中央会補助事業等の募集について .....	27
県内の情報連絡員報告（5、6月） .....	29
個別専門相談室開催のご案内 .....	34
第15回組合交流ゴルフ大会開催のご案内 .....	34

# 2000年版中小企業白書のポイント

2000年（平成12年）版白書は、平成11年に行われた中小企業基本法の改正後に作成された最初の白書であり、以下の基本理念を踏まえて作成されている。

新しい中小企業政策の基本理念	
・ 新たな中小企業の位置づけ	「我が国経済の活力の源泉」
・ 新たな政策理念	「中小企業の多様で活力ある成長発展」

## 経済社会の構造変化と中小企業の対応（第1部第1章）

平成10年秋を最悪期とする信用収縮の影響は改善したものの、平成11年度も、中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、景況の回復の足取りは大企業と比較して重かった。

厳しい環境に加えて、中小企業の景況の回復が遅れている理由として考えられるのが、情報技術革新、資金調達環境の変化など経済社会の構造変化への対応の遅れである。

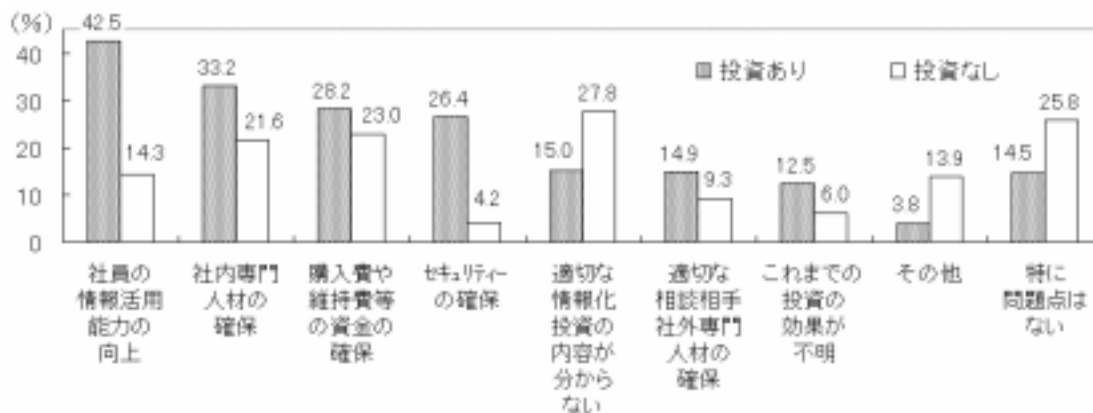
そこで、第1部第1章では、小規模企業をはじめとする中小企業が、経済社会の構造変化に対応し、以下の諸課題を克服しようとする姿を描く。

- ・ 業種横断的課題
  - 情報技術革新への対応（第1節）
  - 金融システム改革等への対応（第2節）
  - 大企業の雇用慣行の変化・アウトソーシングの進展への対応（第3節）
- ・ 業種ごとの課題
  - 製造業における製品差別化競争への対応（研究活動、ISO等に対する取組、第4節）
  - 流通業における消費者ニーズへの的確な対応（第5節）
  - 少子・高齢化に関連した家事支援サービス業の実態分析（第5節）

## 【情報技術革新】

- ・ 中小企業における情報機器の導入状況は次のとおり。
  - パソコン（6割）大企業95%（主な用途は、経理、給与管理、在庫管理）
  - 電子メール（6割）大企業8割
  - ホームページ（4割）大企業7割
  - インターネットによる企業間ネットワーク（2割）大企業2割
  - CAD/CAM（コンピュータによる設計）（製造業の1割）大企業6割
- ・ これまで情報システム関連投資を行った中小企業の85%が、何らかの問題があると認識しており、具体的には、社員の活用能力向上、多面的な情報の収集などが課題になっている。

第1図 情報システム関連投資有無別、情報化を進めるに当たっての課題



資料：中小企業庁「企業創造的活動実態調査」11年12月（調査数14,921、回答企業数5,544）

（注）1. 情報システム関連投資のある企業において回答の多かった順に示している。

2. 複数回答のため合計は100を超える。

事例1 小売業の発注、検品、配送などの情報処理を共同化

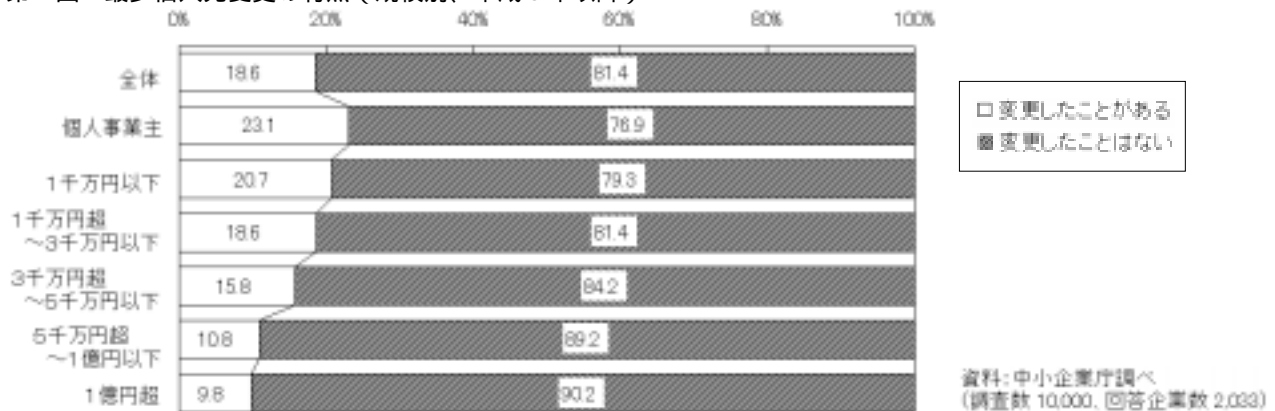
S社（北海道、従業員数1人）は、4社の小売業の発注の共同情報処理、共同発注、検品など共同流通加工、共同配送を行うために作られた小売主導の共同情報物流処理事業会社である。いわゆる共同仕入ではなく、仕入先・価格は個々の小売業ごとに異なっているが、S社のコンピュータで一括して情報処理し、S社の倉庫でバーコード（JANコード）を利用したハンディスキャナによる検品を行って、共同配送している。

これにより、数量の検品だけではなく、値札が売値と合っているかなど、細かな検品も行うことができるようになったため、個々の店舗に納品する際の検品は廃止しており、人員削減、従業員1人当たり売上高の増加を実現することができ、参加小売業は、店単位で赤字であったものが、売上高経常利益率が10%以上となった店舗も出てきた。

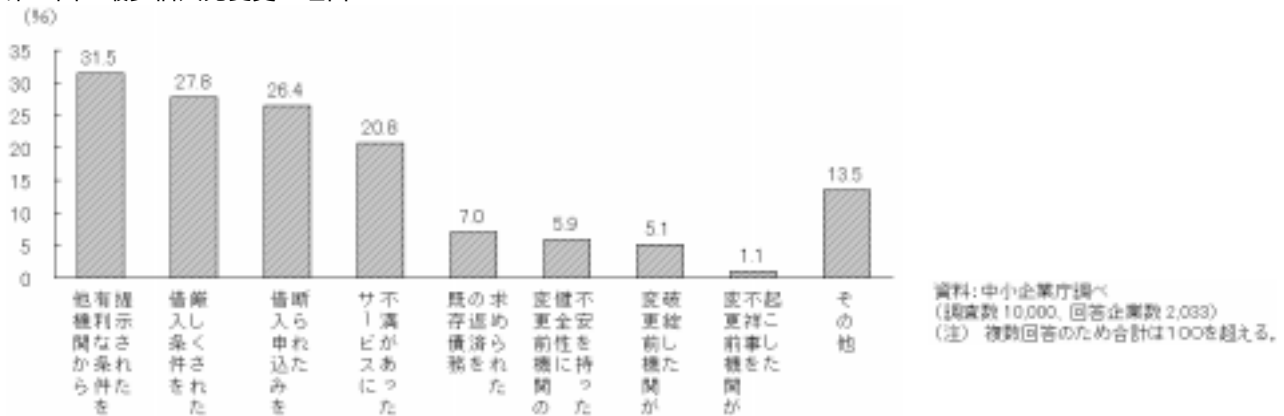
【金融システム改革・規制改革などの構造変化】

金融システム改革は、信用収縮などとともに中小企業の資金調達環境に多大な影響を及ぼしている。中小企業は、最多借入先の変更や事業計画の策定等、資金調達のあり方を再検討する必要に迫られている。

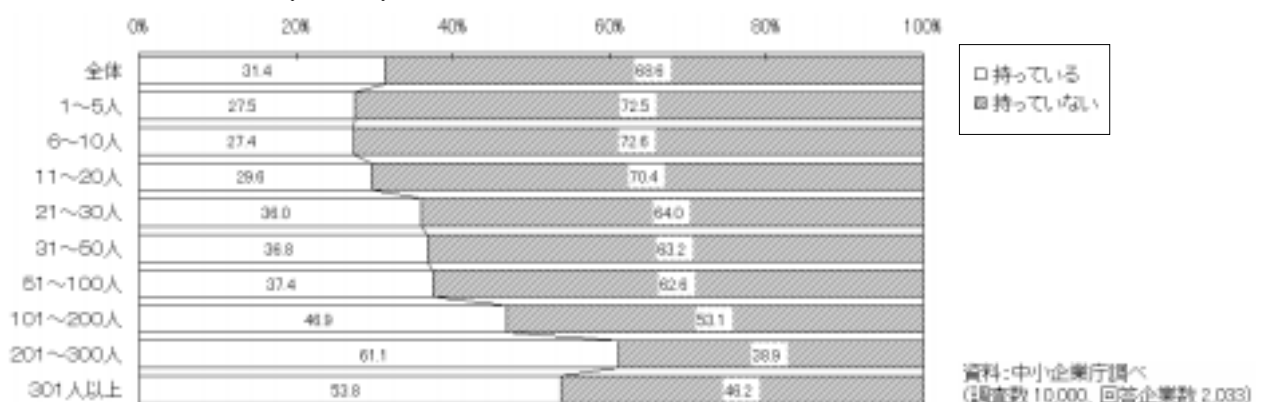
第2図 最多借入先変更の有無（規模別、平成8年以降）



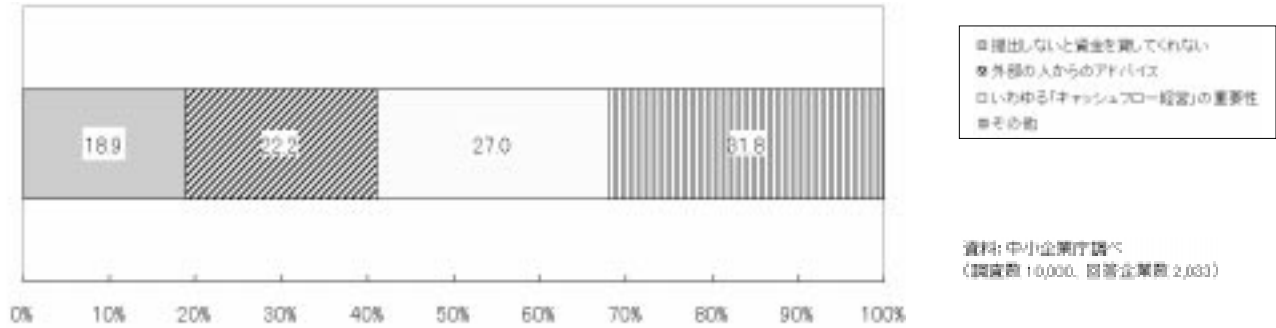
第3図 最多借入先変更の理由



第4図 事業計画の有無（規模別）



第5図 事業計画を策定するようになったきっかけ



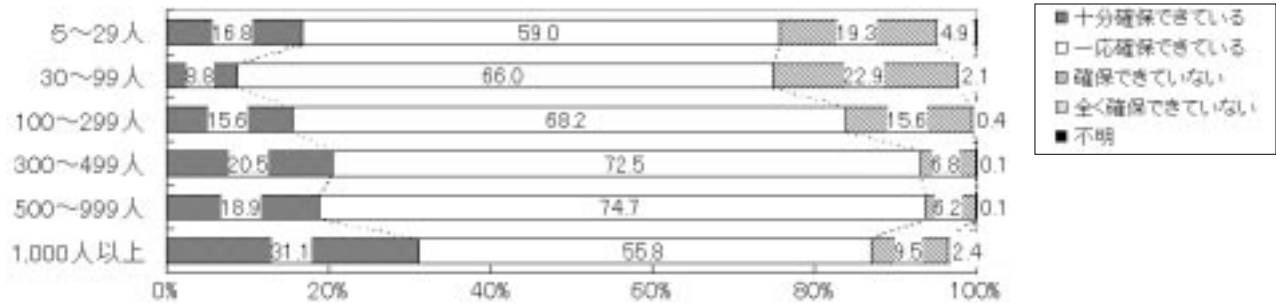
【拓銀をメインバンクとしていた中小企業の得た教訓】

- ・ 「金融機関は破綻しない」といった借り手側の金融機関に対するイメージはここ数年で大きく変化した。
- ・ 主な対応策は、
  - 政府系金融機関、信用保証制度の活用
  - 借入先の分散
  - キャッシュフローを重視した事業計画の見直し

【雇用慣行の変化、アウトソーシング】

- ・ 終身雇用制度等の日本型雇用慣行に変化の兆しが見られ、企業規模間で雇用慣行の違いが小さくなる方向にある。中小企業にとっては人材確保のチャンスである。
- ・ 事業再構築等のためにアウトソーシングを行う企業が増え、これを受託する中小企業も増加している。

第6図 若年正社員の確保状況

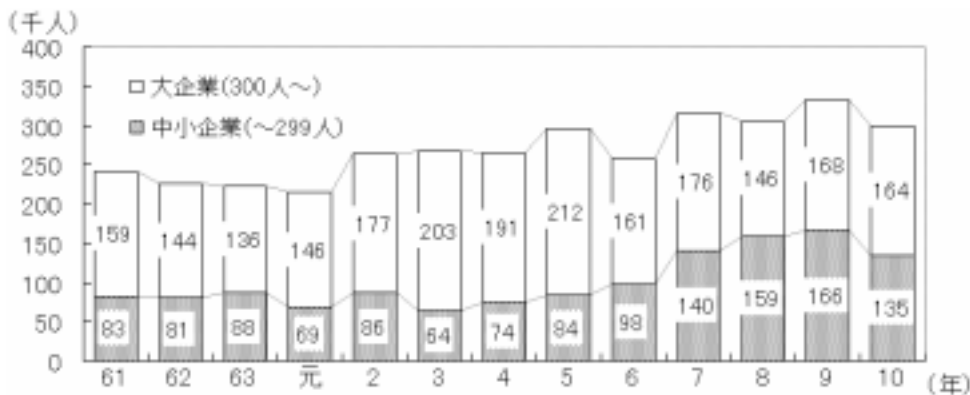


資料: 労働省「平成9年若年者就業実態調査」

(注) 1. 若年者は29歳以下の者である。

2. 中小企業事業団「雇用人材問題実態調査」(平成2年)によれば、中小企業の83%が20歳代の人材を「大更不足」、「やや不足」と回答。

第7図 大卒新規学卒者の就職動向

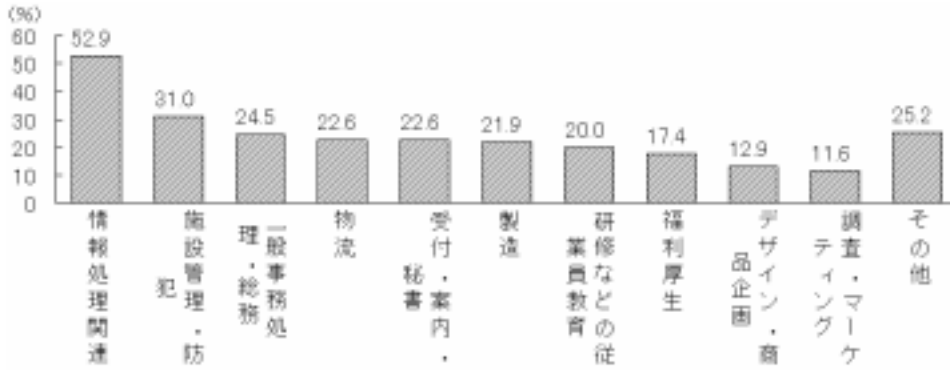


資料: 労働省「雇用動向調査」

(注) 1. 官公営を含まない。

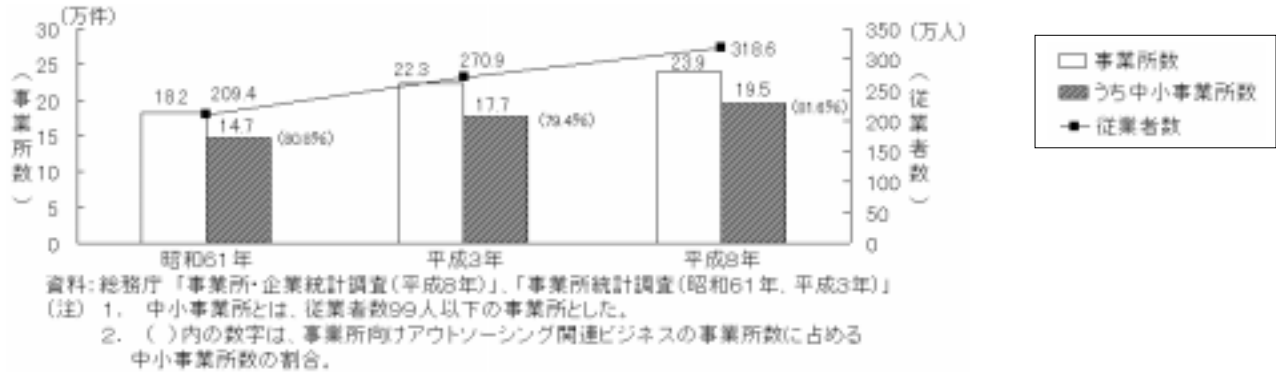
2. 平成3年からは、建設業を含む。

第8図 大企業がアウトソーシングを行っている分野



資料：中小企業庁調べ  
(調査数500、回答企業数174)  
(注)その他には、営業・販売、人事・管理、税務・会計、研究・開発、金融関連が含まれる。

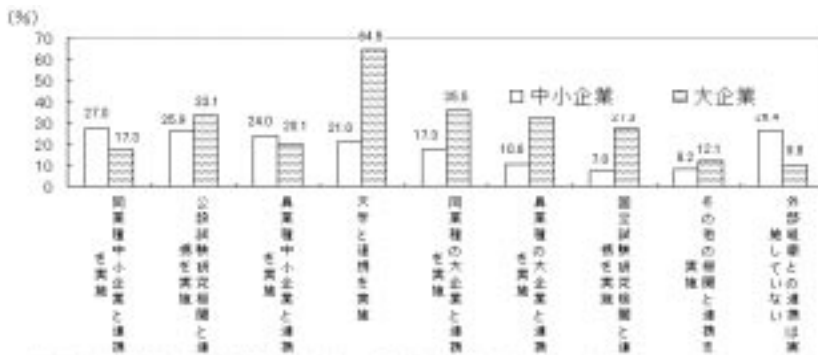
第9図 事業所向けアウトソーシング関連ビジネスの事業所数と従業者数の推移



【中小製造業】

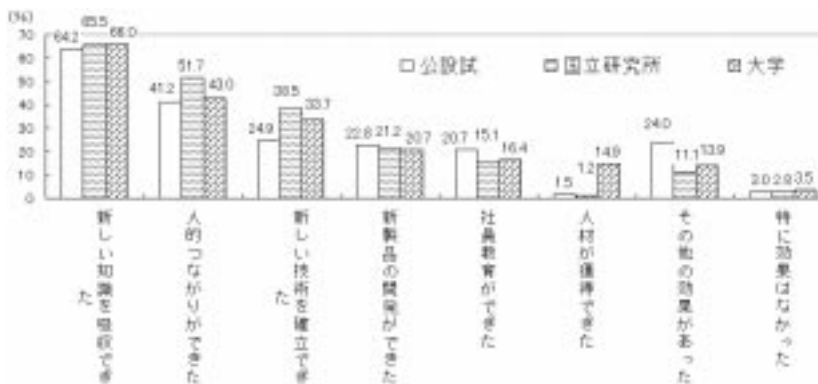
- ・ グローバルな製品差別化競争の進展、顧客ニーズの多様化により、製造業では商品差別化等のため研究開発、ISO取得等の経営革新が重要となっている。
- ・ 中小企業は研究に関する経営資源を自前で確保することが困難ではあるが、研究開発を行っている中小企業の75%は、外部組織と連携して技術相談、共同研究などに取り組んでいる。

第10図 外部組織と連携している企業割合（製造業）



資料：中小企業庁「企業研究開発活動実態調査」11年12月  
(調査数17,645、回答企業数6,739)  
(注) 1. 複数回答のため合計は100を超える。  
2. 調査対象は製造業に属する研究開発実施企業。  
3. ここでいう連携とは、技術相談、共同研究等のことである。  
4. 回答企業のうち、中小企業の73.6% 大企業の90.2%が外部組織と連携している。

第11図 他機関との連携の効果（中小製造業）

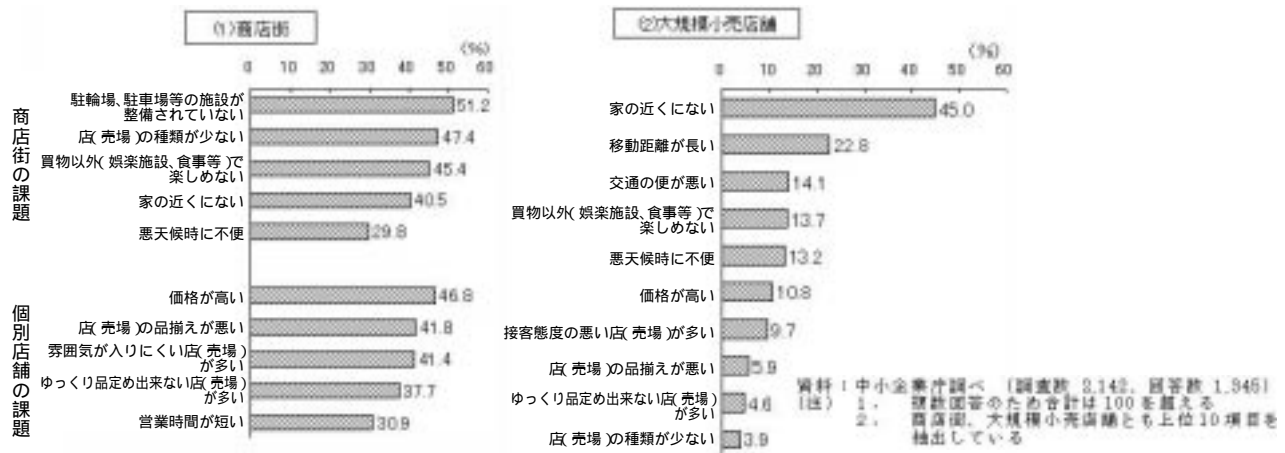


資料：中小企業庁「企業研究開発活動実態調査」11年12月  
(調査数 17,645、回答企業数 6,739)  
(注) 1. 複数回答のため合計は100を超える。  
2. 調査対象は製造業に属する研究開発実施企業。

【中小流通業】

- ・ ショッピングセンターや商店街など商業集積間の競争が激化しているが、商店街や中小小売店に対する消費者の評価は厳しい。
- ・ 顧客満足度を向上させるため、商店街としては「商店街マネジメント」、「タウンマネジメント（TMO）」の導入等が、個別の店舗ではPOSデータの活用等の経営革新が不可欠である。

第12図 消費者の商店街及び大規模小売店舗に対する不満



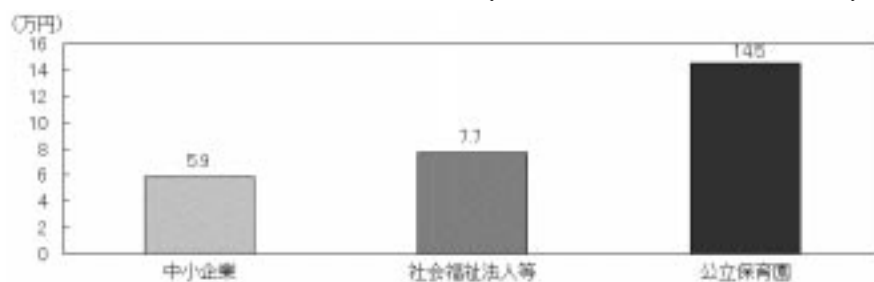
事例2 土地区画整理事業によりワンストップショッピングが可能となった商店街

H商店街（宮崎県）は、以前は旧国道沿いに立地していたが、バイパスが建設されてから活力が低下したため、バイパス沿いに土地区画整理事業が行われ、新たに誕生した商店街である。旧商店街には食料品等の業種が不足していたが、新しい商店街は、既に存在していた大型店に隣接することにより、不足業種の解消に取り組んだ。この取組により、商店街でワンストップショッピングが可能となり、ビジネスホテル等の新業種も立地し、消費者の利便性が向上した。商店街の活性化により宅地開発も活発に行われ、街全体が活性化し、商店街の売上げの向上に貢献している。

【家事支援サービス】

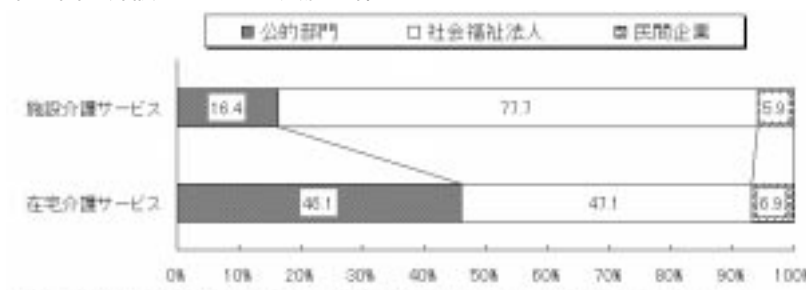
- ・ 世界に先駆けて少子高齢化が進展している我が国では家事支援サービスに対する需要の増加が見込まれる。
- ・ 中小企業が経営する保育園は、サービスが多様でコストも低く、増加する需要への対応が期待される。  
 注：料金は補助金がなかったため高かった。厚生省は、平成12年3月中小企業等も認可保育所の設置主体となりうるという規制緩和を実施。
- ・ 介護保険制度のスタートにより、在宅介護サービスの「民間企業」部分の成長も期待される。

第13図 保育園の運営主体別のコスト格差（全国平均、児童1人当たり月額）



資料：坂田 期雄「分権と地方行革」時事通信社 平成8年  
 全国私立保育園連盟「全国市区町村保育所行政財政動態調査」平成6年10月  
 (注) 1 中小企業（認可外保育園）は中小企業庁調べ（調査数638、回答数151）  
 2 社会福祉法人等（認可保育園）は全国私立保育園連盟「全国市区町村保育所行政財政動態調査（平成6年10月）」による平成5年度の全国平均における供給コストの数字。  
 3 公立保育園は坂田（平成8年）から、平成5年度決算での全国62特別区・市における社会福祉法人等（認可保育園）との補助金支出格差（約6.8万円）を調整し試算した数字。

第14図 介護サービスの実施主体



資料：厚生省「社会福祉施設等調査報告」「健康福祉関連サービス需要実態調査」を基にニッセイ基礎研究所が推計。  
 (注) 施設介護サービスは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等である。  
 在宅介護サービスは、ホームヘルプサービス、在宅入浴サービス等である。

創業・経営革新（第1部第2章）

・ 我が国の創業・経営革新の事業環境が整備されている状況を分析する。

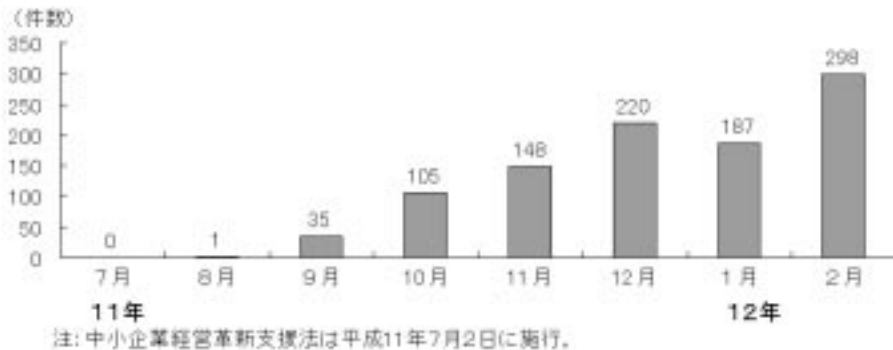
米国の事業環境

- ・ 中堅・中小企業向けの直接金融市場（ナスダック）が活発。
- ・ ベンチャー企業に投資するベンチャーファンド（基金）が発達。
- ・ 大学からの技術移転が活発。 など

我が国の事業環境整備

- ・ 金融システム改革法（平成10年12月）により直接金融市場が活性化。
- ・ 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年10月）により、ベンチャーファンド（基金）の設立を容易に。
- ・ 大学等技術移転促進法（平成10年8月）により、技術移転機関（TLO）の設置を促進。既に10機関が設立済。
- ・ ベンチャー支援策を充実（平成12年度において講じようとする中小企業施策の中で、以下を実施）
  - 中小企業・ベンチャー総合支援センターの整備
  - 都道府県等中小企業支援センターの整備
  - 地域プラットフォームの整備
  - エンジェル税制の拡充
  - 創業・ベンチャー国民フォーラム
  - 創業セミナー・創業塾の開催
  - ベンチャープラザ・ベンチャーフェア事業
  - ベンチャー・ワン・ストップ・サービス提供事業 など

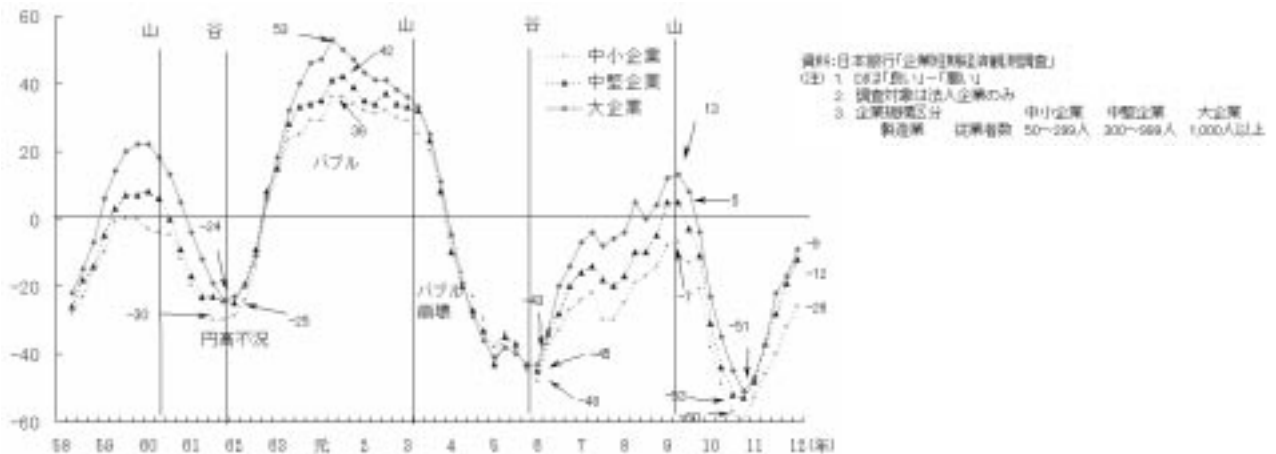
（参考）中小企業経営革新支援法（平成11年7月）に基づく「経営革新計画」承認企業数推移



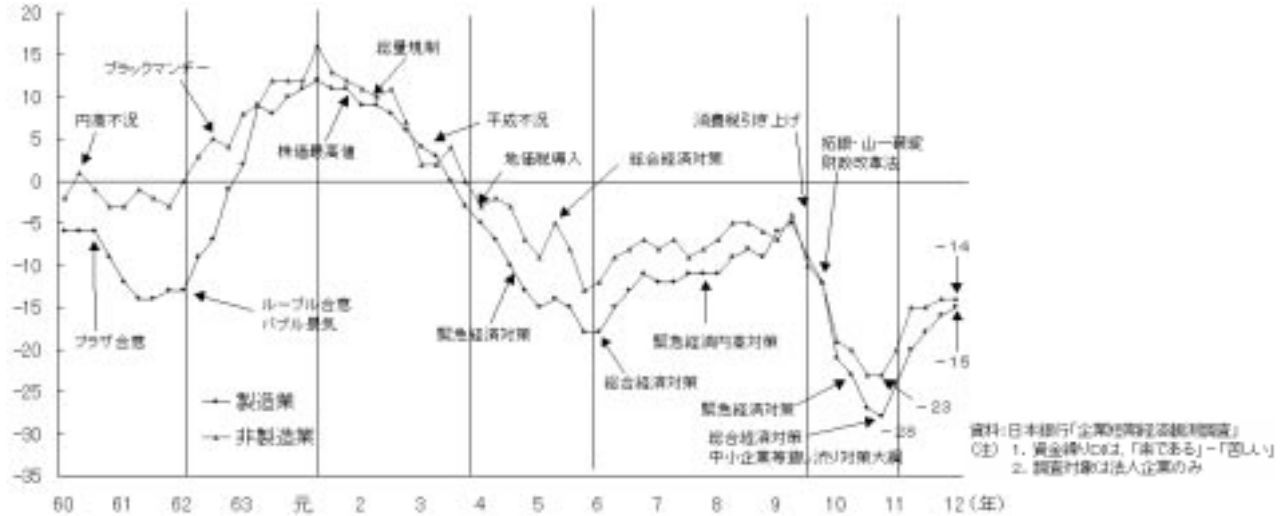
中小企業の動向（第2部）

- ・ 平成10年秋を最悪期とする金融システム不安・信用収縮が中小企業に与えた影響と、中小企業の対応、政府の対策等について分析した。
- ・ 中小企業の景況は、緩やかに改善を続けているが、大企業と比較して回復の足取りは重い。
- ・ 信用収縮については平成10年秋頃と比較して、企業の貸出態度に対する懸念が薄らいであり、中小企業についても、資金繰りに対する懸念の改善が見られる。

第15図 規模別業況判断DIの推移（製造業、今期の水準）

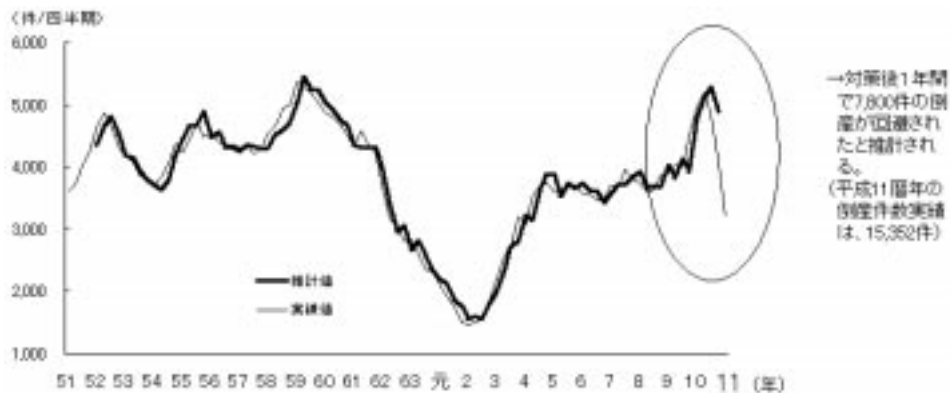


第16図 中小企業における資金繰りDIの推移



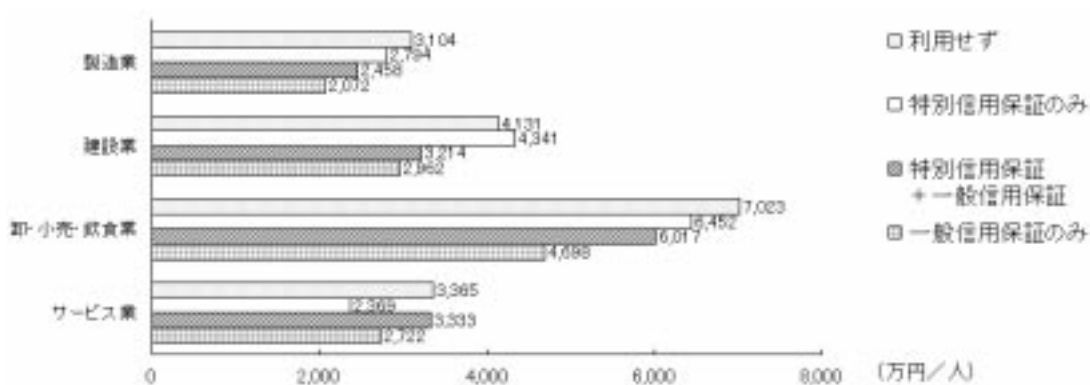
- ・ 平成10年秋に特別信用保証制度を実施してから、倒産件数は急速に低下した。
- ・ 特別信用保証制度を利用する企業の生産性は、利用していない企業よりも低いものの一般の信用保証を利用している企業よりも高い。これは、生産性の低い中小企業を温存し、産業界における新陳代謝を阻害したという批判は当たらないことを意味する。

第17図 政策が実施されなかった場合の推定倒産件数



資料: 大蔵省「法人企業統計季報」、日本銀行「金融経済統計月報」、日本不動産研究所「全国市街地価格指数」、経済企画庁「国民経済計算」、東京商工リサーチ「倒産月報」をもとに作成  
 (注) 1. 調査項目一次の自己回答過程を仮定し、最尤法により推定。  
 2. 倒産件数実績値は季節調整値。  
 3. 説明変数は、①中小企業の売上高利益率 ②国内銀行貸出金利 ③地価

第18図 従業者一人当たり売上高(信用保証利用状況別)



資料: 中小企業庁調べ(調査数 10,000、回答企業数 2,033)  
 (注) 1. 平成11年10月の調査で、直近の決算期における売上高及び従業員の実績について回答を得ている。  
 2. ここでの「利用」とは「現在利用している」ことを意味し、「かつては利用したが、現在は利用していない」企業を除いて集計している。



### 中小企業政策の転換（第3部）

- ・ 中小企業基本法改正（平成11年12月）の考え方の要点を整理するとともに、新しい中小企業の定義に基づき、企業数、従業者数等のデータを再整理した。

	これまでの中小企業政策	新しい中小企業政策
中小企業のイメージ	二重構造の底辺・弱者	我が国経済のダイナミズムの根源
政策理念	大企業との格差是正	独立した中小企業の多様で活力ある成長発展
政策の柱	中小企業構造の高度化 事業活動の不利の補正	経営革新・創業促進、経営基盤強化、セイフティネット整備

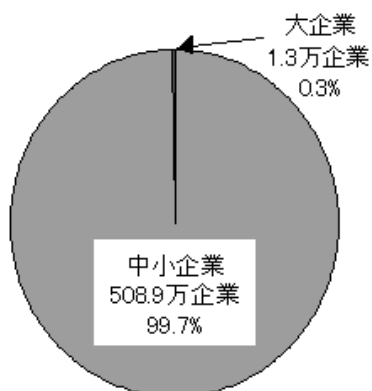
#### 変更後の中小企業の範囲

	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
旧基本法の定義	1億円以下 300人以下	3千万円以下 100人以下	1千万円以下 50人以下	
新基本法の定義	3億円以下 300人以下	1億円以下 100人以下	5千万円以下 50人以下	5千万円以下 100人以下

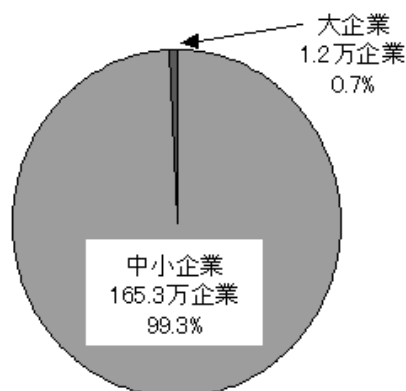
中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としている。

第19図 新しい中小企業の定義

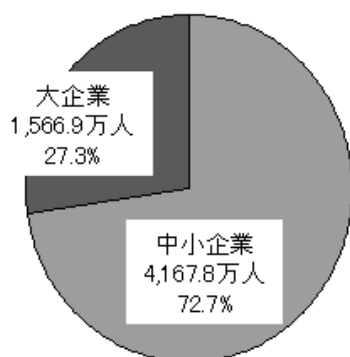
企業数



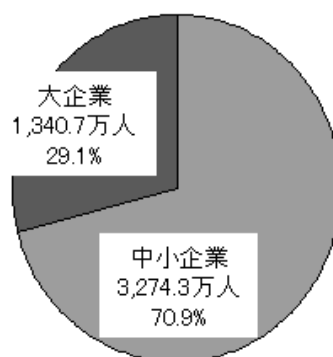
会社数



従業者数



雇用者数



資料：総務庁「事業所・企業統計（平成8年）」再編加工

小規模企業を始めとする中小企業の参考に資するため、白書全体では、36の創業関係の事例を始めとして、様々な経営上の課題に係る165の事例を紹介している。

# 全国中小企業団体中央会21世紀ビジョン(要約)

## 経営革新・創業に挑戦する組合等多様な 中小企業連携を創造する中央会へ

平成12年3月

本ビジョンは、新たな時代の幕開けである2000年を迎えて、多様な中小企業連携推進の中核体である中小企業団体中央会が、組合をはじめとする中小企業連携組織の今日的意義を改めて確認し、今後の方向を提示するとともに、中小企業団体中央会の新たな役割と、積極的な対応のあり方を明らかにするために策定したものです。

### ・今後の中小企業連携組織支援策のあり方

中小企業組合等の連携組織は、経営資源面で制約を抱える多くの中小企業者にとって、経営の効率化、経営資源の相互補完による創造性の発揮、市場における交渉力・訴求力の強化等の基本的な意義に加え、経営革新、創業等の取組みを円滑化するなどの今日的意義を有しています。

組合をはじめとする中小企業の連携促進は、「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」という新たな中小企業政策の理念を中小企業が主体性を持って実現していく上で、極めて重要な政策ツールであり、昨年改正をみた新中小企業基本法においても、今後の中小企業政策の重要な柱として「中小企業の交流、連携、共同化の推進」が明記されているところです。

また、中小企業組合制度は、中小企業が協力して創業に挑戦する上でも、極めて簡易に利用し得る仕組みであるなど、以下のような視点から今日的意義が高まっています。また、これを反映した新たな躍動も広がりつつあります。

#### 1. 経営資源の相互補完等の機能を活かし、多くの中小企業を創業、経営革新等に取り組みやすくする仕組みとしての意義

中小企業が21世紀において「わが国経済のダイナミズムの源泉」として積極的役割を果たしていくためには、組合をはじめとする多様な連携組織を活用して、人材、技術、情報などの経営資源を相互に補完し合い、創業、経営革新等に果敢に挑戦し、市場への訴求力を強化

するとともに、これらの取組みに伴うリスクの適正な軽減・分散を図ることが必要です。

## 2．簡易な創業のための組織としての組合制度

---

中小企業組合制度は、会社のような最低資本金制度もなく、今後、中小企業が、それぞれの得意分野の技術やアイデアを持ち寄り、新たな技術や製品の共同研究開発に取り組んだり、ソフトな経営資源を補完し合いながら、情報通信、環境・リサイクル、福祉・介護など高成長が期待される15産業分野をはじめとする簡易な創業のための組織としての活用が期待されています。

## 3．個人の連携による創業手段として再注目される企業組合制度

---

企業組合制度は、主婦や定年退職後の高齢者、更にはITを身につけ自己実現を図ろうとする若者など、それぞれの個人が持つ知識、経験、技能などを活かしながら新しい事業・就労の場を求めて創業するのに相応しい仕組みとして再注目されつつあり、福祉・介護・地域おこし・情報・各種コンサルティング等の分野で設立の動きが顕著になってきています。

## 4．会社への組織変更規定の導入による組合の創業組織としての意義の飛躍的増大

---

法改正によって、中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合）が事業の成長・発展に応じて、会社への組織変更をスムーズかつ課税負担なしに行えるようになったことから、組合制度は、組合員のための効率的共同事業のための仕組みであるという基本的意義に加え、創業や新事業への挑戦のための組織としての意義も高め、その活用の幅を大きく広げることとなりました。

## 5．商工組合の環境・リサイクル・エネルギー・安全等の社会的課題への取組みの積極化

---

年々厳しさを増す環境・リサイクル・エネルギー・安全などの社会的に対応が要請される課題について、中小企業が効果的に対応していくためには、当該業種の事業の改善発達や社会的評価の向上のために幅広い事業活動を行い多くのノウハウを持つ商工組合等の業種別組織が、その有するネットワークを活用して取り組んでいくことが効率的であり、その積極的活動が期待されます。

## 6．「緩やかな連携」による経済社会の変化・多様化に対する柔軟な対応

---

中小企業が経済社会の激しい変化に柔軟かつ機動的に対応していくためには、組合等の法人形態をとる連携組織はもちろん、任意グループや企業間（産学官）ネットワークといった「緩やかな連携」の積極的活用を促進するとともに、それらが組合や共同出資会社等に法人

化するケースも多いことを視野に入れた支援が必要です。

## ・21世紀の中央会事業の新たな課題

中央会は、組合を中心とする連携組織を通じて新時代に果敢に挑戦する中小企業をあらゆる角度から応援していきます。

中央会は、21世紀という新しい時代の事業展開にあたって、これまでの支援の過程で培ってきた知識、経験に加え、組合をはじめとする様々な連携組織等とのネットワークを最大限に活用しつつ、新しい中小企業政策に基づく「中小企業連携組織支援のための専門機関」として、新たに整備されつつある各種中小企業支援センターをはじめとする他の中小企業支援機関・商工中金等との協力関係を一層緊密にしながら、以下のような新たな課題に積極的に取り組んでいきます。

### 1．中小企業の連携による経営革新、創業等の取組みに対する支援の強化

多様な連携組織による経営資源の相互補完の支援を強化するとともに、共同研究開発に取り組む事業協同組合、企業組合など、経営革新型組合や創業・新事業展開型の組合の設立と既存組合におけるこれらへの取組みを積極的に推進していきます。

また、「中小企業創造活動促進法」、「新事業創出促進法」、「中小企業経営革新支援法」をはじめとする支援施策の活用に向けての助言等を強化していきます。

### 2．「緩やかな連携」支援への取組みの強化

「緩やかな連携」を含む多角的連携について、中央会が有する人的あるいは企業等とのネットワークを積極的に活用して、コーディネートを担うなど、これまでの支援経験と実績を踏まえた取組みを強化していきます。

### 3．組合から会社への組織変更等、法人の設立・再編に対する支援機能の充実

組合制度が、最低資本金制度がないこと、有限責任が認められていること等から、創業をはじめとする新事業の立ち上げに大変利用しやすい仕組みであることに加え、組合事業の成長・発展段階や環境変化に応じて会社へのスムーズな組織変更が可能となったこと等から、今後は、中小企業の連携による組合等の法人設立のみならず、組織変更ニーズが増大してくるものと考えられます。

このため、中央会は、組合制度のみならず会社制度をも含めた中小企業の最適の組織選択

再編等に関して、幅広く適切なアドバイス等の支援をしていくことが重要であり、そのために必要な機能の充実を図っていきます。

#### **4．急速に進展する情報化への支援の強化**

---

情報ネットワーク化への対応は業種別組織や取引関係にある企業グループをベースに取り組むことが極めて有効であり、今後とも、情報化支援事業を一層充実・強化していきます。

具体的には、1) 情報リテラシー向上への支援、2) 取引関係にある企業や連携組織が協力して行うプロトコルの統一、ソフトウェアの開発など、ネットワーク構築に対する支援、3) 連携組織支援に係るデータベースの充実、『中央会 - 連携組織 - 構成員中小企業』を結んだ円滑な情報提供システムの整備、などに努めていきます。

#### **5．環境・リサイクル・エネルギー・安全等の社会的課題への取組みに対する支援の強化**

---

環境・リサイクル・エネルギー・安全等の社会的要請の強い課題への取組みは、個々の事業者では円滑な対応が困難な場合が多く、組合等の連携組織、とりわけ地域の業種別組織である商工組合等のネットワークを活用した取組みが極めて有効です。

このため、全国中央会の行っている「社会要請対応円滑化支援事業」等を通じ、これらの問題に取り組む商工組合等を積極的に支援していきます。

#### **6．商業、サービス業の振興、支援の充実強化**

---

中小商業・サービス業においては、商店街等の新陳代謝機能、業種構成に係るマネジメント機能等の強化、共同で取り組む各種のカード事業等の購買サービスなど、ハード・ソフト両面から商店街の魅力の向上を図っていくことが必要とされています。また、中小卸売業についても、流通構造の急激な変化に対応するため、リテールサポート機能や他業種との連携による自社製品開発能力の強化、さらには情報化や施設の共同化等への積極的な取組みによる体質強化を図っていくことが必要とされています。さらに、ニューサービス分野を含め、新陳代謝の激しい商業・サービス業における創業、新業態開発への取組みの促進が強く求められています。

中央会は、商業、サービス業が相互に連携して行うこのような取組みの支援を充実させていくとともに、特に、新業態開発を促進するため、人材養成、新しい事業形態に対する社会的認知度の向上のための組織的取組みなどに対する支援の強化を図っていきます。

#### **7．少子・高齢化時代の多様化する雇用問題に対する支援等の充実**

---

中小企業組合等の連携組織とのネットワークを活用し、中小企業の労働事情の実態と課題

の把握に努め、政策に反映させていくとともに、高失業率解消のための就業機会の創出や、少子・高齢化の進展による雇用のミスマッチの解消が今後大きな問題となっていくものと考えられることから、すでにスタートしている「雇用創出支援事業」等の活用による就業機会の創出、労働関係各種施策との結びつけなど新たな雇用環境に即した事業の強化を図っていきます。

## ．今後の中央会活動の活性化に向けて

中央会は、新しい発想と業務体制の見直しにより、中小企業の新たな連携支援ニーズに的確に応えます。

．に掲げた、「中小企業の連携による経営革新、創業等の取組みに対する支援の強化」、  
「緩やかな連携支援への取組みの強化」をはじめとする新たな課題に対し、従来のやり方に止まらない新しい発想と工夫で、全組織をあげて取り組んでいきます。

このため、以下のような業務の効率化、体制の整備・強化に努めていきます。

- 1．指導員等の資質の向上
- 2．支援業務等の効率化
- 3．行政、関係支援機関・団体との連携体制の強化
- 4．情報化による中央会の支援機能の強化
- 5．会員団体との関係の強化
- 6．総意形成機能の充実・政策提言機能の強化
- 7．青年部、女性部の育成とこれらとの協力関係の強化
- 8．事業の評価の実施
- 9．中央会の財政の改革
- 10．対外PRの強化
- 11．全国中央会と都道府県中央会との有機的関係の深化

# 組合から会社への組織変更について

「中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律」が、平成12年3月2日より施行され、組合から会社への組織変更が可能となりました。

## 1. 会社に組織変更できる組合の種類・組織変更後の会社の種類

- (1) 今回の法改正によって会社へ組織変更できるようになったのは、事業協同組合、企業組合、協業組合の3つの組合です。
- (2) 組織変更後の会社は、株式会社又は有限会社に限定されています。

中小企業団体の組織に関する法律

(組織変更)

第100条の3 事業協同組合、企業組合又は協業組合（以下この節において「組合」という。）は、その組織を変更し、株式会社又は有限会社（以下「会社」という。）になることができる。

- (3) ただし、従来の法制度で、事業協同小組合は、協業組合に組織変更することができます（中団法第95条）ので、一旦、協業組合に組織変更した後、さらに会社に組織変更することができます。

商工組合についても、同様に、事業協同組合に組織変更することができます（中団法第96条）ので、一旦、事業協同組合に組織変更した後、さらに会社に組織変更することができます。

- (4) 信用協同組合は、組織を変更して普通銀行、信用金庫、労働金庫になることができます（金融機関の合併及び転換に関する法律第4条）。
- (5) 火災共済協同組合、協同組合連合会、商工組合連合会は、会社に組織変更することはありません。
- (6) 組合の種類ごとの特徴と組織変更を必要とする状況については、概ね次のとおりです。

事業協同組合（「中小企業等協同組合法」に基づく組合）

昭和50年代後半から、異業種の中小企業者がそれぞれの分野の異なる技術やアイデアを持ち寄り、新たな製品・商品、技術、サービスなどを開発しようとする異業種連携組合の動きが活発となりましたが、昭和63年には融合化法（「異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法」）が制定され、国の中小企業政策として、助成、融資、税制面等多岐にわたる支援体制が整えられました。

その後、同法は平成7年に制定された現在の創造活動促進法（「中小企業の創造的  
事業活動の促進に関する臨時措置法」）に引き継がれています。

このような法律による支援は、新製品・新技術や新たなサービスの開発に取り組んで  
いる段階から、研究開発の結果、事業化を図る段階に達し、その成果である新製品の試  
作品が完成した段階までとされ、その後の本格的な製造・販売は、組合員による共同出  
資会社や事業協同組合が組織変更した協業組合などが想定されていました。

この新製品を組合が製造・販売していくことは、組合員の事業に直接奉仕する事業と  
ならず、いわゆる「自営事業」となるため法律上許されていません。

今回の改正により、一旦、組合を解散・清算し、新たに会社を設立するという手続き  
によらず、会社として製造・販売していこうとする場合に会社に組織変更することが可  
能となりました。

#### 企業組合（「中小企業等協同組合法」に基づく組合）

企業組合は、個人であれば事業者であっても勤労者であっても、自らの資本と労働力  
のすべてを組合に投入して事業を統合し、組合員は組合の事業に従事し、組合自体が一  
つの企業体となって事業活動を行う組合です。

企業組合の組合員が組合の行う事業に従事したことによって受ける所得については、  
事業所得ではなく、給与所得とすることが法律で定められています。

企業組合は、定款に定めればどのような事業でも行うことができます。

近年、大手企業から独立した人たちによるソフトウェア開発、インターネットを活用  
したビジネスなど起業・開業のための組織として注目を集め、活用されているほか、  
SOHO事業者、主婦、高齢者など、さまざまな分野での創業に活用されています。

今回の改正により、少人数でスタートした事業が軌道に乗り、従業員と資本金を増や  
して、事業を拡大していこうとする場合に、会社に組織変更することが可能となりまし  
た。

#### 協業組合（「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく組合）

組合員となろうとする中小企業者が、従来から営んでいた事業の一部又は全部を共同  
して経営（事業の統合＝協業）し、事業規模を適正化することによって生産性の向上を  
図ろうとする組合です。

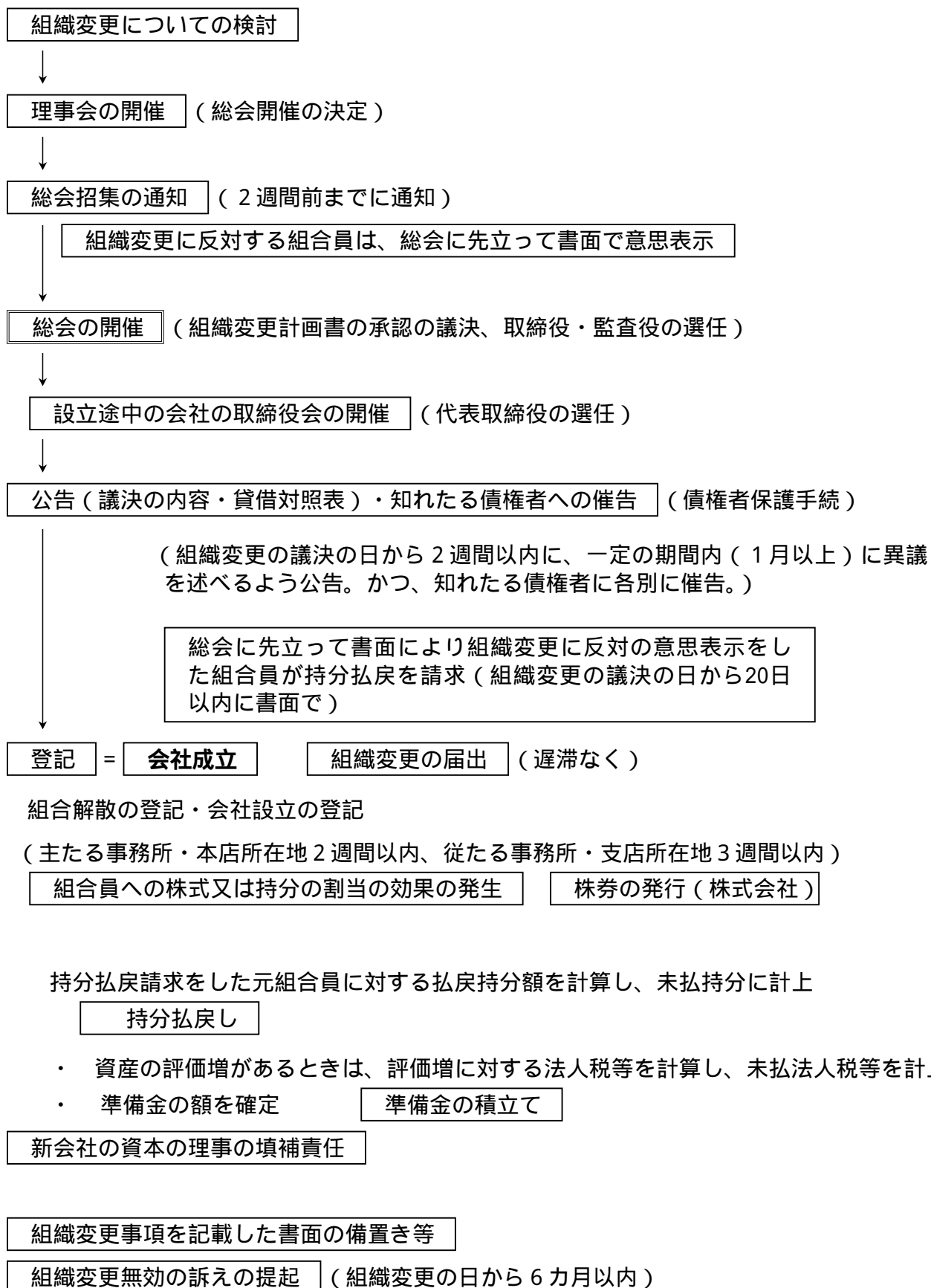
組合に統合した事業については、原則として組合員の事業として行うことはできなく  
なります（競業禁止）

今回の改正により、協業化によって、事業効率化が軌道に乗り、外部からの資金調達  
を増やし、さらに上場を目指すなど、営利事業に適した会社として発展していこうとす  
る場合に組織変更することが可能となりました。



## 2. 組合から会社への組織変更手順の全体的なスケジュール

全体的なスケジュールをお示しすると、概ね以下のとおりとなります。



# 中小企業組合定款参考例について

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成11年法律第87号)に基づき、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律における都道府県に対する機関委任義務が廃止されたことに伴い、「事業協同組合等模範定款例」(平成3年企庁第1362号)が廃止されました。

こうした状況のもと、全国中小企業団体中央会では、従来の「模範定款例」に変わる定款例として内容を一部変更し、「中小企業組合定款参考例」を作成しました。

主な変更箇所は、「解散の場合の広告」、「組合員の分野進出のための事業」、「理事の任期伸長規定」であり、事業協同組合の定款参考例について掲載します。

なお、企業組合、協業組合、商工組合及び協同組合連合会の定款参考例につきましては、中央会(076-267-7711)までお問い合わせ下さい。

事業協同組合模範定款例 (平成3年6月 企庁第1362号改訂)	事業協同組合定款参考例 (平成12年4月 全国中小企業団体中央会)	改正理由
<p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、何新聞に掲載してする。<u>ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。</u></p> <p>(注) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。</p> <p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは、何都道府県において発行する何新聞に掲載してする。<u>ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。</u></p> <p>(事業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(25)[省略]</p> <p>(届出) 第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。 (1) 氏名及び名称(法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名)又は事業</p>	<p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、何新聞に掲載してする。</p> <p>(注) 掲載する新聞の発行地を特定する場合は、本条を次のように記載すること。</p> <p>(公告の方法) 第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは、何都道府県において発行する何新聞に掲載してする。</p> <p>(事業) 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(12)[省略] <u>(13) 組合員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓</u> (14)～(26)[省略]</p>	<p>「商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成9年法律第72号平成9年10月1日施行)により、中協法第69条が改正され、「官報ヲ以テ公告」が「公告」と読み替えられ、官報による公告は不要となっているため、ただし書を削除する。</p> <p>平成9年法改正により追加された事業を追加する。</p> <p>「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」とし、相互銀行を削除する。</p>

事業協同組合模範定款例 (平成3年6月 企庁第1362号改訂)	事業協同組合定款参考例 (平成12年4月 全国中小企業団体中央会)	改正理由																											
<p>を行う場所を変更したとき</p> <p>(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき</p> <p>(3) 資本の額又は出資の総額が何万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が何人を超えたとき</p> <p>(注) 旧：中小企業の範囲</p> <table border="1" data-bbox="167 526 662 649"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他の業種</td> <td>1億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>3千万円</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小売業・サービス業</td> <td>1千万円</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(役員の任期)</p> <p>第25条 役員の任期は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事 何年</p> <p>(2) 監事 何年</p> <p>2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。</p> <p>3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。</p> <p>4 任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなつた場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。</p> <p>(注) 1. 役員の任期は、3年以内において適宜定めること。</p> <p>2. 必要あるときは、第1項中「(1) 理事 何年 (2) 監事 何年」とあるのは、イ.又はロ.のように記載してもよい。</p> <p>イ.(1) 理事 何年又は就任後何年以内の最終の決算期に関する通常総会の終結時までのいずれか短い期間</p> <p>(2) 監事 何年又は就任後何年以内の最終の決算期に関する通常総会の終結時までのいずれか短い期間</p> <p>ロ.(1) 理事 何年又は就任後において開催される第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間</p> <p>(2) 監事 何年又は就任後において開催される第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間</p>		資本金	従業員数	製造業その他の業種	1億円	300人	卸売業	3千万円	100人	小売業・サービス業	1千万円	50人	<p>(注) 新：中小企業の範囲</p> <table border="1" data-bbox="694 526 1189 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業その他の業種</td> <td>3億円</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5千万円</td> <td>50人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5千万円</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 2. 必要あるときは、第1項中「(1) 理事 何年 (2) 監事 何年」とあるのは、次のように記載してもよい。</p> <p>(1) <u>理事 何年又は任期中の第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後の第何回目の通常総会の終結時まで任期を伸長することを妨げない。</u></p> <p>(2) <u>監事 何年又は任期中の第何回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間</u></p> <p>3. <u>上記2.(1)のただし書の「就任後第何回目」は、2回以下の回数とすること。</u></p>		資本金	従業員数	製造業その他の業種	3億円	300人	卸売業	1億円	100人	小売業	5千万円	50人	サービス業	5千万円	100人	<p>「中小企業基本法の一部を改正する法律」(平成11年12月3日公布同日施行)により中小企業の範囲が見直されたため。</p> <p>理事について、任期伸長規定を新設する。</p> <p>任期伸長規定のみでも任期が不定となることはないとするのが通説(田中誠、大隅、今井、中、北沢、横浜地判昭31.8.8、岡山地判昭34.8.22)。</p> <p>法律には任期伸長規定はないため、3年を超えることのないよう(注)3.を置く。</p>
	資本金	従業員数																											
製造業その他の業種	1億円	300人																											
卸売業	3千万円	100人																											
小売業・サービス業	1千万円	50人																											
	資本金	従業員数																											
製造業その他の業種	3億円	300人																											
卸売業	1億円	100人																											
小売業	5千万円	50人																											
サービス業	5千万円	100人																											

# 中小企業指導法の改正について

## 1．法律改正の目的

多様な中小企業の経営資源の確保を、それぞれのニーズに応じてきめ細かく支援することにより中小企業の振興を図ることは、地域における経済の活性化を促進するなど、我が国経済の活力の維持及び強化に重要な役割を果たすものであるため、経済の活性化が重要な課題となっている今日において、非常に重要な政策課題となっている。

このため、中小企業指導法を改正し、中小企業の経営資源の確保を効率的に支援するため、都道府県等が行う中小企業支援事業を、民間事業者の活用等を図りつつ推進することとする。

## 2．法律案の概要

### (1) 国・都道府県の「指導」から中小企業の「支援」へ（法律題名の改正「中小企業支援法」）

新中小企業基本法の基本理念を踏まえ、従来の国・都道府県が民を上から「指導」という考え方を、中小企業が経営資源を確保することを行政が「支援」という考え方に改めることとし、法律題名の改正をはじめ、規定の整理を行う。

### (2) 都道府県等中小企業支援センターを設置

都道府県等が行う中小企業支援事業においては、民間事業者の活用を図る観点から、指定法人（都道府県等中小企業支援センター）の積極的な活用を図ることとする。

このため、同センターにおいては、専門的な知識、経験を必要とする様々な分野について、中小企業支援事業を行うものとする。

また、その事業の一層の効率化を図るために、同センターが都道府県の総合的な支援機関として活動できるよう、都道府県が設立している中小企業支援機関の統合を進めるための制度整備（小規模企業者等設備導入資金助成法の貸与機関に関する地方公共団体の出資比率の特例（原則全額 1 / 2 以上）を規定）を行う。

### (3) 地域中小企業支援センターやその他の民間事業者との連携協力

都道府県が中小企業支援事業を計画する際には、中小企業の身近に整備される相談窓口（地域中小企業支援センター）をはじめとする地域における中小企業に関する団体（商工会、商工会議所、中央会）や、その他の民間事業者（経営コンサルタント等）と協力して行うこととする。

### (4) 中小企業診断士制度の充実

中小企業診断士制度について、中小企業の支援施策を効果的に推進する観点から、近年の経営管理方法の進展を活用し、中小企業の様々な経営課題に応じた助言の能力等に関するより充実した能力認定制度とするとともに、都道府県等の中小企業支援事業を行うに際して協力する者と位置付けることとする（従来は基本的に都道府県等の職員を対象 中小企業に対する民間の経営コンサルタントを対象とする制度に再構築）。また、能力検定のための試験等の制度の透明化を図る。

# 平成11年度における中部管内の下請代金支払遅延等防止法の運用状況について

平成12年6月16日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会は、価格カルテル等を禁止する「独占禁止法」、不当な表示等を禁止する「景品表示法」とともに、親事業者の下請事業者に対する下請代金の不当な減額、支払遅延等を禁止する「下請法」を運用しています。

公正取引委員会事務総局中部事務所においては、下請法の運用について、従来から、下請業者に与える影響の大きい減額、買いたたき、受領拒否、支払遅延等に重点をおいて調査を行ってきています。

平成11年度の中部事務所管内（富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）における下請法の運用状況は次のとおりでした。

## 下請法違反事件数増加

中部事務所が下請法に違反するとして警告を行った件数は、低迷を続ける景気の影響のためか、306件（企業数は214社）と、前年度の288件（企業数は199社）から増加しました。

## 下請業者に与える影響の大きな減額、買いたたき、受領拒否の全国に占める割合が高い

平成11年度における中部事務所管内にける「減額」は60件でした。これは全国における「減額」の45.5%にもなります。また、「買いたたき」は21件（全国比77.8%）、「受領拒否」は10件（同47.6%）と下請業者に特に不利益を与える事件の全国に占める割合が非常に高くなっています。

公正取引委員会事務総局中部事務所では、現下の経済状況にかんがみ、本年度も下請業者にとって影響の大きい減額、買いたたき、受領拒否、支払遅延等について重点を置き、厳正に対処する方針です。

下請法、下請取引に関する御相談、御意見については、次の担当課までお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局中部事務所下請課  
TEL 052-961-9424 FAX 052-971-5003

# 中小企業の設備投資を支援する制度の概要

(H12.6.1現在)

制 度 名	設 備 資 金 貸 付 制 度	地 域 商 工 業 活 性 化 融 資	設 備 貸 与 制 度	延 払 機 械 設 備 貸 与 制 度
内 容	創業及び経営基盤強化に必要な設備資金の50%を無利子で貸付	工場、店舗、機械設備の新增設資金を商工会議所・商工会の認定を受けて金融機関が融資	創業及び経営基盤強化に必要な設備を県中小企業振興協会が購入し、貸与(割賦、リース)	機械金属工業業界等の構造改善のための設備を県鉄工機電協会が購入し、貸与
実 施 機 関	(財)石川県中小企業振興協会	石川県	(財)石川県中小企業振興協会	(社)石川県鉄工機電協会
対 象 業 種	業種指定なし	信用保証の対象業種	業種指定なし	機械金属工業、電気電子工業等
対 象 従 業 員 数	製造業・建設業・運送業等 原則20人以下 小売・サービス業 原則5人以下(特認50人以下)	製造業・建設業・運送業等 300人以下 サービス業 100人以下 小売業 50人以下	製造業・建設業・運送業等 原則20人以下 小売・サービス業 原則5人以下(特認50人以下)	300人以下
限 度 額	4,000万円 (特例6,000万円)	5,000万円 (特認2億円)	6,000万円	6,000万円 (特認8,000万円)
金 利	無利子	2.15%以内 (付保の場合1.65%以内)	2.75% 利子補給0.5%あり、 実質2.25% リース1.408~3.006%	2.75% 利子補給0.5%あり 実質2.25%
期 間	7年(1年据置)	10年(2年据置)	貸与 7年(半年据置) リース 3~7年	7年(1年据置)
保 証 人 ・ 担 保 等	原則として貸付金額1,000万円超の場合、物的担保必要	金融機関所定の扱い	原則として保証人のみ	保証人のみ
申 込 先 ・ 問 合 先	(財)石川県中小企業振興協会 TEL 076-267-1140	金融機関	(財)石川県中小企業振興協会 TEL 076-267-1140	(社)石川県鉄工機電協会 TEL 076-268-0121

その他、お近くの商工会議所・商工会でも相談を受けております。

どうぞ、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：石川県商工労働部経営金融課

電話 076-223-9194

# 貸金業者を利用するにあたって

## リーフレット「貸金業者利用15の質問」を作成

石川県では、このたび「貸金業者を利用するにあたって」というリーフレットを作成しました。このリーフレットは、最近、新聞などで報道されております貸金業者の利用にあたっての留意点などを取りまとめるとともに、貸金業苦情相談窓口やその他の関係機関などを紹介したものです。

貸金業者を利用するにあたっては次の点に注意しましょう。

**1**「安易な借入れにより生活が破綻しないように、計画的な借入れが不可欠」です。

借入れの際には、本当に必要なのか、無理のない返済ができるのか、手数料や金利はいくらになるのか、契約書の内容は理解できたか、をよく考えましょう。

**2**「借入金の返済に無理がでてきた時」は、一人で悩まずに親や家族など身近な人、借入先の業者、公的な機関に相談しましょう。

(貸金業者への苦情・相談等)

社団法人石川県貸金業協会(金沢市尾張町1-3-6) 電話:076-231-1200又は076-231-2233

その他、北陸財務局(国登録業者関係) 県経営金融課(知事登録業者関係) 警察総合相談や生活科学センターでも相談に応じています。

**3**「悪質業者に注意しましょう」

貸金業を営む者は、国又は都道府県の登録を受けなければならない(貸金業の規制等に関する法律第3条第1項)こととなっています。無登録で営業し、高い金利をとったり、暴力的な取立てをする業者には注意しましょう。

くわしくは、次の内容をご覧ください。

結局のところは、多重債務問題の発生を未然に防止するためには、節度ある利用が重要です。

**問1** お金を借りるってなんだか不安なんです...

だれでも、借金などしない方が、もちろんいいはずですが。

そのためには、日頃から無理のない消費生活を送るよう心掛ける必要があります。しかし、急にお金が必要になることもあります。そうなった時でも、次のことをもう一度考えてみましょう。

金利の低い郵便局、銀行、労働金庫、社内貸付などを利用できないか。

自分の収入で無理のない返済ができるかどうか。

**問2** 貸金業者の金利、返済方法はどれくらいなの？

貸金業者の利息の上限金利は、法律により定められており、年29.2%以下となっています。

ただし、68,000円以下の電話担保金融については年54.75%、日賦貸金業者については109.5%といった特例金利が定められています。

日賦貸金業者が、貸付の相手方として認められているのは主として物品販売業、物品製造業、サービ

県が作成したリーフレット

ス業を営む者で、従業員5人以下の小規模の自営業者とされており、サラリーマンや主婦への貸付は禁止されています。

たとえば10万円を、年利29.2%で借りると

$$1 \text{ か月 (30日) の利息} \\ 10 \text{ 万円} \times 29.2\% \times \frac{30 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 2,400 \text{ 円}$$

となります。

$$1 \text{ 年間の利息} \\ 10 \text{ 万円} \times 29.2\% \times \frac{365 \text{ 日}}{365 \text{ 日}} = 29,200 \text{ 円}$$

### 問3 借入額の目安ってあるの？

一般的に毎月の返済額が平均月収の2割を超えると、返すことは困難だといわれています。

健全な生活を送るためには、平均月収の10%以内にとどめておきたいものです。

### 問4 利息の天引きとはどのようなものですか？

利息を天引きされた場合には、受け取った額を元金として利息を計算します。

例えば、貸金業者から10万円を借りるにあたって、1年分の利息として2割の2万円を天引きされ、8万円を渡されました。この場合は受け取った8万円を元金としますので

$$\frac{20,000 \text{ 円 (天引き利息分)}}{80,000 \text{ 円 (受取額)}} \times \frac{365 \text{ 日}}{365 \text{ 日 (貸付日数)}} \times 100 = 25\%$$

となり、年25%が実質金利となります。

### 問5 お金を借りるとき「手数料」を請求されることもあると聞いたのですが…。

礼金、手数料、調査料、その他（印紙代、公正証書の作成費用など）どのような名目でも、あなたが貸金業者に対して元金以外に支払う金額はすべて利息としてみなされます。ですから、これらを含めて上限金利29.2%を超えることはあってはならないことです。

### 問6 業者を選ぶポイントは？

店頭の標識や広告チラシ等で登録番号が掲載されているか確認してください。（貸金業を行うためには、財務局長又は知事の登録が必要です。）

金利や返済方法などの契約内容をわかりやすく説明してくれるかどうか。

もし、条件が合わないときは、勇気をもって借入れを中止する。

なお、貸金業者の登録が無い場合は、業として貸付けを行うことはできません。

### 問7 契約するときに何か注意することはありますか？

借入れは短期間で、無理のない返済を心がけてください。

契約書をよく確認してください。

契約の履行は社会生活の基本的なことです。借りた後のトラブルが起きないように、あらかじめ借入金額、金利、返済方法などを十分に書面で確認し、不明な点は業者に説明を求める必要があります。

また、契約説明書もしくは契約書の控えは必ずもらって保管しておいてください。



**問8** 契約のとき、業者から何も書かれていない委任状にも署名・押印するように言われましたが…？

白紙委任状は渡してはいけません。業者は借り手の白紙委任状と印鑑証明書があれば、いつでも、「公正証書」を作ることができます。公正証書があれば、裁判をしないで、直ちに強制執行という法的手続きが可能となり、給料、家財道具などが差押さえられる恐れがあります。

また、その他使用目的が不明な書類や、年金受給者証、クレジットカード、運転免許証、健康保険証等を渡してはいけません。

**問9** 借入金の返済のとき何か注意することはありますか？

支払の都度、領収書は必ずもらって保管しておいてください。  
また、完済したときは必ず契約書面などは返してもらってください。

**問10** 毎月の返済が困難になったのですが？

返済が遅れるほど借金が増えることになっていきますので、できるだけ早く親族等の協力を得て返済計画を立て直すことが必要です。借金の整理の方法としては、次の方法があります。

- 当事者間の話し合いによる任意整理
- 弁護士への任意整理の委任
- (社)石川県貸金業協会への任意整理の依頼
- 簡易裁判所への調停の申し立て
- (関係窓口は次ページ参照)

**問11** 返済をするためにさらに借入れをしたいのですが…。

借金返済のために、他の貸金業者から借入れることはしないでください。  
もともと高利な借金を返すために、さらに他の貸金業者から借金をすることは一時しのぎでしかありません。借金が雪ダルマ式に増えるもとになります。

**問12** 暴力的な態度で返済を迫られたのですが…。

法律の上限金利（29.2%）を超える利息を支払わされた（又は請求された）とき、又は、借金の取立ての際、暴行、傷害等の事実があったときは最寄りの警察署へ。

**問13** 自分の知らないうちに保証人にされてしまったのですが…。

本人の承諾のない保証債務については、支払義務はありません。ただし、口頭や電話等で承諾した場合は、支払義務が生じる場合もありますので注意が必要です。

**問14 家族が借りた借金の返済を迫られたのですが…。**

法律上は、保証人でない限り、親、兄弟などでも返済する義務はありません。また、夫や妻が借りた場合でも、それが生活費として使われたものでない限り、配偶者にはその返済の義務はありません。従って返済を迫られても、原則として応じる必要はありません。

**問15 最近、金融に係わる悪質な商法があると聞きますが、どのようなものですか？**

近年、多重債務者の増加が社会的問題となっています。しかし、こうした多重債務に悩む人の弱みにつけ込む悪質な商法が横行しています。以下では、その手口を紹介しますので十分注意してください。

**紹介屋**

「あなたは、他店からの借入れが多いため、当社では融資はできないが、関連の業者を紹介する」からといって、実際のところは全く面識のない業者の電話番号を教え、高額な紹介料を要求する者。

**整理屋**

「借金の有利な交渉方法を教えてあげる」とか「私が示談交渉してあげる」とのふれこみで、高額の申込金や資料代を要求する者。実際それで交渉しても解決しないケースが多い。

**貸手形屋**

関連会社の手形を貸すので、それを別の金融会社に持ち込んでもらえば、それを担保にしてお金を融資してもらえとのふれこみで高額の手数料を払わせておいて、後日換金できないような休眠会社等の手形を送りつけてくる者。

**貸金業苦情相談窓口**

対 象	相 談 機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
貸金業者への苦情・相談等	(社)石川県貸金業協会	金沢市尾張町1-3-6	076-231-1200 076-231-2233

**県関係相談窓口**

対 象	相 談 機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
石川県知事登録貸金業者への苦情・相談 貸金業の登録の有無等	商工労働部経営金融課	金沢市広坂2-1-1	076-223-9194
法外な金利を取られたとき 暴行・脅迫等が発生したとき	警 察 総 合 相 談	金沢市茨木町17-3	076-262-9110
借入返済に係る相談、クレジットに関する相談等	生 活 科 学 セ ン タ ー	金沢市広坂1-7-1	076-222-6110

**その他関係機関**

対 象	相 談 機 関 の 名 称	所 在 地	電 話
財務局長登録貸金業者への苦情・相談 貸金業の登録の有無等	本店所在地を管轄する 財務支局 北陸財務局	北海道・東北・関東・北陸・東海・ 近畿・中国・四国・九州・福岡・沖縄 金沢市新神田4-3-10	076-292-7855
債務の調停任意整理等相談	金沢簡易裁判所内調停センター	金沢市丸の内7-2	076-262-3221
	小松簡易裁判所	小松市小馬出町11	0761-22-8541
	七尾簡易裁判所	七尾市馬出町八1-2	0767-52-3135
	輪島簡易裁判所	輪島市河井町15-49-2	0768-22-0054
	珠洲簡易裁判所	珠洲市上戸町北方146-3	0768-82-0218

# 平成13年度中央会補助事業等の募集について

中央会では、組合等の直面している諸問題に関する調査、新技術・新市場等の開発促進、労働環境の改善、情報化の促進をはじめとして、組合等の皆様に役立つ様々な補助事業を実施しております。つきましては、平成13年度における中央会補助事業等の募集を行いますので、事業実施をお考えの組合は、9月20日までに、本会（076-267-7711）事業担当課にご連絡下さい。なお、募集内容は次のとおりです。

## 組織化と組合運営を支援する事業

### 1. 《組織化集中指導事業》

#### (1) 特定分野組織化推進事業 担当課 指導2課

中小商業、サービス業が大企業の進出、顧客ニーズの高度化・多様化等の経済的・社会的変化に対応し、健全な発展を遂げるよう組織化を推進するほか、組合の運営指導を集中的に実施する事業

#### (2) 融合化組合等集中指導事業 担当課 指導1課

融合化組合等の事業の円滑な推進を図るため、総合的な指導を実施する事業

#### (3) 地域産業おこし組合等集中指導事業 担当課 指導1課

地域産品の開発、特産品の市場開拓、地域資源を活用した観光開発等地域産業おこしを担う組合・グループに対し、地域経済の活性化と自立的発展を図るため集中的に指導を行う事業

#### (4) 構造改革支援集中指導事業 担当課 指導3課

新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を目指す中小企業グループ・組合に対し、当該グループの組織化、当該組合事業の新たな計画づくり及びその円滑な遂行について集中的に指導を行う事業

### 2. 《組合特定問題研究会》

#### (1) 懇談会 担当課 指導3課

地域別又は業種別組合を対象に組合運営問題、近代化、サービス業、組織化、商店街、下請問題、商工組合、地域活性化及び伝統産業等に関する懇談会を開催し、組合等が抱える問題点を研究する

#### (2) 研修会 担当課 指導2課

中小企業者、組合役職員を対象に労働問題、業種別活性化、組織活性化、組合事務等合理化、組合人材養成、労働問題、品質・技術力向上及び組織変更等をテーマにして、専門家講師による研修会を開催する

## 人材養成を支援する事業

### 1. 《組合青年部研究会事業》 担当課 企画情報課

青年経営者等の資質の向上を図るとともに、組合等の組織活動に青年経営者等の活力と創意工夫を引き出すための研究を行う事業

### 2. 《組合自主研修事業》 担当課 指導3課

組合員の資質向上を図るとともに、組合等の活力と創意工夫を引き出すため、独自で研修を行うことが極めて困難な状況にある組合が組合員等を対象として行う研修事業に対して助成する事業

## 調査やビジョンづくりを支援する事業

### 1. 《活路開拓調査・実現化事業》 担当課 指導1課・2課

経済的・社会的環境の変化に対応するため、中小企業者が組合等を中心に共同して行う新たな活路の開拓を図るための調査研究及び指導等の事業を促進し、その成果の実現化を図ることにより、中小企業者の事業の新たな発展と組合の組織を図り、国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的にした事業（業界又は地域を代表する組合等であり専従職員がいる等、管理・運営体制が整備されていること）

### 2. 《組合マーケティング強化対策事業》 担当課 指導3課

需要の多様化に迅速かつ適切に対応した事業活動が行えるよう組合が消費者・ユーザーの需要動向を把握するために行うマーケティング事業

### 3. 《労働環境改善フィージビリティ調査事業》 担当課 指導3課

組合が中心となって労働時間の短縮をはじめとする労働環境改善のために、その実現性や経営改善方法について調査研究を行う事業（管理・運営体制が整備されていること）

### 4. 《中小企業イメージ改善促進対策事業》 担当課 指導3課

中小企業における労働条件のイメージを改善促進するため、調査研究・指導、具体化試験、公開等組合を中心として行う事業（管理・運営体制が整備されていること）

## 情報化の推進を支援する事業

### 1. 《組合情報化現地指導事業》 担当課 指導1課

ネットワークを構築しようとする組合に対し、ネットワーク化の具体的な方法、システムの概要設計、ビジネスプロトコル、データベースの整備等について専門家を派遣し、アドバイス等指導を行う

### 2. 《組合情報化促進企画調査事業》 担当課 指導1課

組合を基盤として情報ネットワークを導入しようとするにあたり、組合情報ネットワーク化のための企画・調査・フィージビリティスタディを行う事業（小売業は除く。又、専従職員が2名以上いること）

### 3. 《組合情報ネットワーク化事業》 担当課 指導1課

組合情報ネットワークに関する企画調査事業を終了しており、実際にネットワーク化に取り組むことを決定している組合を対象に、当該ネットワークシステム設計に必要な費用について助成する（専従職員が2名以上いること）

### 4. 《中小企業情報創造発信強化支援事業》 担当課 企画情報課

組合が計画するホームページの作成について、その作成費用の一部を補助する

## ものづくりに対して支援する事業

### 1. 《多角的連携組織指導事業》 担当課 指導次長

新商品開発等を行う中小企業グループに対し、専門家を派遣、組織の潜在的ニーズの掘り起こし及び開発成功事例の普及啓発を行う事業

### 2. 《多角的連携組織開発支援事業》 担当課 指導次長

新商品の開発を目的として、中小企業が交流・連携を経て任意グループを形成する場合、さらに共同で研究開発に着手する前に、初期段階の開発指針の策定や実効性の調査、スキームの設計等に対し、支援を行う事業（専従職員に準ずる者がいるなど、管理・運営体制が整備されていること）

# 県内の情報連絡員報告

## 5 月

### 製造業

#### \* 食料品製造業（醤油製造業）

出荷量は、前月比でやや増加したものの、前年同月比ではかなりの減少となった。

また、消費の低迷が大きく影響しているように思われる。

#### \* 繊維同製品製造業（ゴム入り織物製造業）

4月、5月と売上の減少が続いており、輸入品の価格歯止め策が課題となっている。

零細企業では、廃業か又はそれに近い状況のものも多くなってきた。

#### \* 繊維同製品製造業（織物製造業）

インテリアカーテン織物、ドビー・ジャカード織物のトレンド商品の受注が、活発化しており、今後とも持続・発展するよう新商品の開発に積極的に取り組む企業が見られる。

しかしながら、為替格差の増大による輸入攻勢、消費者最優先、国境のない世界経済大競は、いよいよ本格化し、特に韓国製品との競合は激化し、厳しい採算を強いられている。特に、絹和織物の売上減が著しい。

#### \* 繊維同製品製造業（撚糸製造業）

絹撚糸は、ベトナム等からの製品輸入（完成撚糸）などにより、稼働率も30～45%と厳しい落ち込み状態である。

#### \* 繊維同製品製造業（ニット製品製造業）

例年であれば、連休明けより秋冬物の受注が入る時期であるが、最近では期近・期中の発注傾向が強まるとともに、2次製品の海外生産シフトが更に進んだため、国内生産は脇役的存在となりつつあり、オンシーズンであるにもかかわらずこれまででない苦戦を余儀なくされている。

#### \* 繊維同製品製造業（織マーク製造業）

原糸及び整経加工の売上高は、前月比ではやや増加したものの、前年同月比では大幅な減少となった。

業界全体では、各社の受注生産量にバラツキが

みられ、一進一退である。

#### \* 木材・木製品製造業（小松地区）

プレカット加工の普及により、製材の需要が減ってきている。また、住宅メーカーの進出により、木材業者への受注量も減少している。

#### \* 木材・木製品製造業（金沢地区）

受注量は、前年同月比不変であるが、最近の状況に関しては非常に良好である。

#### \* 窯業・土石製品製造業（骨材採取販売）

出荷量は、対前年同月比では生コン向け25.1%増、アスコン向け45.6%減、全体量では12.5%増であり、対前月比では全体で6.9%減となった。

アスコン向け出荷量が大きく減少しているものの、公共事業等大型物件に伴う生コン向け出荷量が下支えしている状況である。

#### \* 窯業・土石製品製造業（生コンクリート製造業）

業界の景況は、金沢地区及び南加賀（小松地区）では順調な出荷が続いているが、能登方面では相変わらず低調に推移しており、全体としては不変となっている。

#### \* 鉄鋼金属製造業（箔製造業）

依然として厳しい状況が続いており、好転の気配が感じられない。

#### \* 鉄鋼金属製造業（鋳物製造業）

年度末からの公共事業が一段落した結果、受注は間欠状態となり、前月を下回る生産となった。

今後の見通しは、相変わらず不透明であるため、生産計画が立て難い状況である。

#### \* 鉄鋼金属製造業（鋳鍛工業団地）

各指標については、企業ごとに微増又はマイナスの格差はみられるが、前年に比べれば好転しているように思われる。

しかし、中小企業においては、今後とも採算は厳しい状況が続くものと思われる。

#### \* 鉄鋼金属製造業（プレス製品製造業）

繊維関係及び電子関係等の部品は、増加傾向にある。

\* 機械器具製造業（金属機械製造業）  
建設機械、繊維機械及び工作機械等産業部門は、景気回復の兆しが見られる。

下請企業は、厳しい単価での受注傾向が見られるものの、業界の景況は上向きである。

IT関係企業は、依然として好調さが見られる。

\* 機械器具製造業（金属製品・機械器具製造業）  
全体的に仕事量は増加傾向にあるが、収益面は依然として厳しい状況であることには変わりない。ただ、超耐熱合金、精密鑄造分野でやや活況を呈しつつある企業も見られる。

\* 機械器具製造業（工作機械製造業）  
受注競争の厳しさが、一段と増してきている。生き残るためには、品質・納期は当然ながら、価格が最大の決め手となっており、従前以上の価格管理が必要となっている。

\* 機械器具製造業（鉄工団地）  
繊維機械の生産増により、操業度が上昇している。ただし、コスト削減要請が強く、単価の低下が心配である。

短納期による緊急手配等の依頼もあり、多忙感も出てきた。また、設備機械の効率向上を目的とする設備投資が課題となりつつある。

\* その他製造業（漆器製造業）  
ギフトを中心とする近代漆器は、依然として低迷しており、好転の兆しが見られない。  
木製の伝統漆器は、多少好転しているが、輪島漆器等他産地の売行きも好調であり、厳しい状況となっている。

## 非製造業

\* 卸売業（水産物卸売業）  
売上は、対前月比93.8%、対前年比96.8%であり、価格低下と販売不振はとどまるところがなく、今後不安が残る。

\* 小売業（石油販売業）  
一部販売店で安値看板を掲示すると、近隣業者も追随する傾向にあり、収益面に悪影響を及ぼしている。

\* 小売業（衣料販売業）  
昨年の商品券発行の影響により、売上は前年比87%と落ち込んだ。

低価格が浸透するなか、来店客数は横ばい、客単価が低くなっている。

衣料品業界の前途は、相変わらず厳しいのが現状である。

\* 小売業（電器小売業）  
エアコン、冷蔵庫等夏物商品の売上台数は伸びているが、合同展示会への来場者の減少と単価ダウンの影響で売上金額は減少となった。

\* 小売業（鮮魚販売業）  
連休以降、極端に消費が落ち込んでいる。加えて好天続きのため漁獲が多く、市場価格が低く推移している。

業界関係者は、この原因究明に懸命になっているのが現状である。

\* 小売業（共同店舗）  
売上は、前年比96.6%と前年実績を下回った。今年は、営業日が前年より1日増であったが、近隣大型店の閉店セールと、月末特招会の不振（前年比81.6%）が大きく影響した。

\* 商店街（近江町）  
ショッピングセンター開店の影響もあり、売上減少に歯止めがかからない状況となっている。

\* 商店街（横安江町）  
近隣商店街との合同イベントは好評であり、商店街への来街者は増加となった。  
また、北側の入り口にある空き店舗への入居者が決まり、商店街の明るさを取り戻すことができ、今後の動向に期待したい。

\* 商店街（尾張町）  
まれにみる低迷不況ではあるが、固定客に支えられ、来街者は減っていない。

\* サービス業（自動車整備業）  
継続検査登録車対象車両数は、前年同月比横這い状況で推移しており、消費税導入に伴う影響が続いている。

新規登録車については、先月より車両8トン未満の貨物車及びレンタカーの車検期間が延長されており、これからの動向に期待したい。

\* サービス業（クリーニング業）  
繁忙期もそろそろ終盤となってきたが、売上は前年並みであった。

\* 建設業（総合建設業）  
受注高は、前年同月比0.6%増となり、ほぼ横

這いの結果となった。

民間工事では、土木62.2%減、建築84.5%増であり、全体では4.7%増となった。

官公庁工事では、土木26.5%増、建築72.8%減であり、全体では2.3%減となっているが、今年度の公共事業予算はカットされているので、これからは厳しい状況となることが予想される。

\* 建設業（鉄骨工事業）

鉄骨需要量は、98年度777万トンに対し、おおかたの予想では99年度は700万トンを下回ると見込まれていたが、推定実績は768万トンであり、僅かながら回復の兆しが見えてきたように思われる。

\* 建設業（板金工事業）

受注価格は低下しているが、見積依頼件数は多くなってきており、好転に向かっている。

\* 運輸業（トラック運送業・金沢市）

景況は、前月比、前年同月比ともに不変であるが、売上高増加、設備操業度上昇とする企業もあ

り、低迷の状況から多少変化の兆しが見られる。

しかし、販売価格は依然低迷しており、燃料価格も引続き上昇しているなど収益の回復までには至っていない。

\* 運輸業（トラック運送業・小松市）

売上は、前年レベルを維持することで精一杯であった。

繊維関係は、依然として低迷しており、コマツの建機も間仕切関係もほとんど伸びがなかった。

地域全体の出荷量が少なく、荷物を確保するのに苦労している。

積載、運行効率が低下しており、今後の資金繰りが心配される。

\* 運輸業（ハイタク業・金沢市）

実績面では、実車キロは前年同月比98.9%、実車率は98.8%、旅客運送収入は98.9%の823,180,110円であり、事業者の心理としては、マイナス幅の減少傾向から下げ止まりの期待が膨らみつつある。

## 6 月

### 製造業

\* 食料品製造業（醤油製造業）

出荷量は、前月比では微増だったものの、前年同月比ではやや減少となった。

\* 繊維同製品製造業（ゴム入り織物製造業）

売上は、相変わらず最悪の状態であり、操業度も50%以下の企業が増えてきた。

このままの状態が続けば死活問題であり、輸入品制限措置等国内産地企業の仕事量確保のための政策が望まれる。

\* 繊維同製品製造業（織物製造業）

インテリアカーテン織物、ドビー・ジャカード織物のトレンド商品の受注が、活発化しており、今後とも持続・発展するよう新商品の開発に積極的に取り組む企業が見られる。

しかしながら、為替格差の増大による輸入攻勢、消費者最優先、国境のない世界経済大競は、いよいよ本格化し、特に韓国製品との競合は激化し、

厳しい採算を強いられている。特に、絹和織物の売上減が著しい。

\* 繊維同製品製造業（燃系製造業）

全般的な受注量の減少により、稼働率も低下している。

\* 繊維同製品製造業（ニット製品製造業）

丸編生地の生産は、時節柄前月より上向きになったものの、依然厳しい状況にある。

経編生地の生産は、非衣料用途が多いこともあり、比較的堅調に推移している。

横編製品の生産は、秋冬物の見本出しに追われているものの、回復が認められない状況である。

ニット製品の輸入秩序化策として、輸入製品の関税引上げ、数量規制、原産地表示の義務付け等の実施が望まれる。

\* 繊維同製品製造業（織マーク製造業）

前月比では、整経加工売上高は減少したものの、原系売上高はやや増加しており、全体では増加と

なった。

前年同月比では、原糸、整経加工の売上高ともに大幅な減少となった。

業界全体では、受注量が増加してきたが、小ロットで納期に追われ収益状況は横ばいとなっている。

各社によって受注・生産に格差がでてきた。

\* 木材・木製品製造業（小松地区）

宣伝力等の違いにより、ハウスメーカーに押され気味となっている。

\* 窯業・土石製品製造業（骨材採取販売）

出荷量は、対前月比10.7%増、対前年同月比でも44.9%の増加となった。

第1四半期の対前年比では、設備操業度11%増、出荷量35.3%増であり、特に金沢地区生コン向け出荷量が多かった。

\* 鉄鋼金属製造業（箔製造業）

主要取引先である仏壇・仏具業界の長期にわたる不振により、需要が低迷しており、好転の気配は感じられない。

\* 鉄鋼金属製造業（鋳物製造業）

工作機械業界・繊維機械業界は順調な伸びを示し、県内メーカーも堅調さを見せているものの、県内鋳造業界への発注は比較的少なく、目立った動きはない。

\* 鉄鋼金属製造業（鋳鍛工業団地）

売上高は、前年及び前月比ともに増加している。ただし、各企業においては横ばい、微増、かなり増等格差が見られ、総じて景況は回復基調にあると思われるが、経営者は依然として今後の景況に不安感を持っているように思われる。

\* 鉄鋼金属製造業（プレス製品製造業）

電子及びIT関連部品の受注が伸びてきている。

\* 機械器具製造業（金属機械製造業）

総じて改善傾向が続いている。

企業経営上では、受注不安定が一番の悩みではあるが、以前よりは大幅に改善されてきており、逆に採算悪化、競争激化が増加している。

現況では、IT関連や自動車関連業種の国内向け受注が活発化し、工作機械業界が活況を呈している。また、不振を続けてきた繊維機械に復調の兆しがあり、アジア経済の回復を受け、特に中国

向けは好調さが見られる。

\* 機械器具製造業（金属製品・機械器具製造業）

景況は好転しつつあるものの、収益状況は依然厳しい状況となっている。

\* 機械器具製造業（工作機械製造業）

受注は、一層厳しさを増しており、販売単価の低下は当たり前、加えて納期が従来に増して短くなってきている。

自動車業界に関してみても、国内の大規模投資は考えにくくなっており、これらに対応するための体制の確立が課題となっている。

\* 機械器具製造業（鉄工団地）

繊維機械の生産量は増加しているが、販売価格が厳しいため生産コスト削減の要請が強くなっている。納期対応のために無理な操業をせざるを得ないケースが多くあり、人員配置等の工夫が必要である。

## 非製造業

\* 卸売業（水産物卸売業）

6月の売上は、例年5月より減少となるが、対前年比約94%、1月からの累計でも約95%と大幅減であり、経営悪化はまだ続きそうに思われる。

\* 卸売業（卸団地）

景気回復が緩やかに進んでいるといわれているが、第1四半期で3社の倒産・廃業が出ており、流通業界ではその実感はない。

\* 小売業（石油販売業）

原油価格の連続上昇に伴い、毎月のように元売各社が仕切り価格を上げているが、販売業者である個々の組合員は近隣同業者の看板価格が気になり急激な値上げができず、厳しい環境に立たされている。

\* 小売業（衣料販売業）

依然衣料品業界の景況は悪く、大型店の相次ぐ出店、ライバル店が安い品を提供する等売れない理由は数多く考えられるが、何の問題解決にも至っていない。

\* 小売業（電器小売業）

エアコン、冷蔵庫等季節商品は、合同販促等の開催と買い替え需要・新規需要等により顕著に伸びているが、一方、BSデジタル放送開始を目



前にしての買い控え等の影響で、テレビ、ビデオ映像関連は底伸ばな推移となっている。

大型量販店による市場の混乱は、相変わらず続いており、単価ダウンによる収益の悪化は免れない。

\* 小売業（鮮魚販売業）

底曳漁は今月一杯で禁漁となるが、全国産地からの集荷量が多く、小売店にとっては好条件となっている。

\* 小売業（共同店舗）

売上は、前年比100.3%と前年実績を上回った。今年、営業日が前年より1日増であったことと、中旬の落ち込みを下旬の夏物バーゲンでカバーしたことが要因として挙げられる。

\* 商店街（近江町）

寿司チェーン、居酒屋等一部に元気な店が見られるものの、全体的にはまだ景況感は悪化している。

大型店開店の影響もあり、競争がさらに激化している。

\* 商店街（横安江町）

100万石まつりへの参加による商店街のPR活動を実施し、来街者の増加を図った。

景気動向は、現在のところ目に見えての好転はなく、横ばいの状況が続いている。

\* サービス業（自動車整備業）

登録車の継続検査は、消費税導入に伴う影響が続いているが、規格改訂等により販売促進された軽自動車が検査を受ける時期となったため、全体として前年対比105.1%、109,570台の車検台数が見込まれている。

\* サービス業（クリーニング業）

売上は、前月比2%、前年比5%ともに微減となった。

\* 建設業（総合建設業）

受注高は、前年同月比2.5%増となった。

民間工事では、土木8.5%増、建築65.8%増であり、全体では50.4%増となった。

官公庁工事では、土木13%増、建築93.3%の大幅減となり、全体としては29.4%減となった。

\* 建設業（鉄骨工事業）

数字で見ると売上高は増加、販売高は上昇となっているが、鋼材価格が1トン当たり2千～3千円

値上りした要因もある。

1トン当たり7～8万円という低価格の物件は少なくなりつつあり、受注も潜在需要の喚起に伴い、中小物件が増えつつある。

\* 建設業（板金工事業）

受注件数は好転してきたが、低価格のため収益面は未だに好転に至らない状況である。

\* 運輸業（トラック運送業・金沢市）

売上は前月比減であるが、前年同月比では若干増加した。

ただし、運賃面では依然として低迷しており、収益状況の厳しさは変わらない。

ここ数年車両の更新等設備投資を抑制してきたため、耐用年数の限界に近づいた車両が多くなり、利益が上がらないなかでの新車への更新が問題となっている。

\* 運輸業（トラック運送業・小松市）

売上は、依然として伸びていない。

輸送需要が伸びないため運賃単価が低下し、この業界の経営状況は極めて厳しい状況が続いている。

4～6月は売上が伸びていないため、資金繰りに苦慮している業者も見られ、今の状況では夏季一時金の支給ができない業者もいる。

\* 運輸業（ハイタク業・金沢市）

実績面では、実車率は前年同月比98.39%、旅客運送収入は97.2%の761,927,460円であり、運送収入の前年同月比減少幅の縮小傾向に変化はなく、底入れ期待感が膨らみつつある。

2,000年は規制緩和の実施を迎えるための年でもあり、地方のタクシーが生き残れるような配慮が政令・省令に反映されるようお願いしたい。一方、時代の流れとニーズの多様化を理解し、旧態依然の事業から脱却し、福祉・介護タクシーにも取り組む必要がある。

## 個別専門相談室開催のご案内

さて、このほど組合並びに組合員のみなさまが直面する多種多様な問題に対応するため、本会では個別に専門家を招聘し、個別専門相談室を設け、下記により開催することになりました。

なお、相談につきましては、組合等、中小企業任意グループ及び公益法人等についても対象となります。又、相談は無料となっておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、相談希望の方は当日までに本会へご連絡願います。

TEL 076 - 267 - 7711 担当 指導2課・表まで

### = 日 程 =

開催日	時間	内容	専門相談員
8月21日(水)	10:00 ~ 12:00	税務・経営相談	税理士 坂井昭衛
9月19日(火)			
10月18日(水)	13:00 ~ 15:00	法律相談	弁護士 久保雅史

### = 場 所 =

金沢市戸水町イ80番地

石川県地場産業振興センター本館3階 石川県中小企業団体中央会 会議室

## 第15回組合交流ゴルフ大会開催のご案内

さて、本会では会員相互の交流を図るため、恒例のゴルフ大会を下記により開催することになりました。

つきましては、既に会員各位へ申込書等を郵送いたしましたので、多数ご参加頂きますようご案内申し上げます。(お一人でのご参加も歓迎)

### 記

1. 開催日時 平成12年9月7日(木) 午前8:00スタート
2. 開催場所 能登カントリー倶楽部(羽咋郡押水町)
3. 参加会費 5,000円
4. プレー代 14,000円程度(キャディーフィー・税込)
5. 競技方法 18ホールズ ストロークプレー(ダブルペリア方式)